

教育委員会 9月定例会

教育長報告（3）

臨時代理の報告について（藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2016年（平成28年）9月14日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

臨時代理書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、次のとおり臨時に代理する。

2016年（平成28年）8月29日

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 拠粹

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
藤沢市教育委員会事務局組織等規則を次のように改正する。

2016年（平成28年）8月29日提出

藤沢市教育委員会
教育長 吉田早苗

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2016年（平成28年）9月1日

提案理由

この規則を提出したのは、予算編成手法の見直しに伴い、教育総務課の分掌事務に関する規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月1日

藤沢市教育委員会

委員長 小竹伊津子

藤沢市教育委員会規則第2号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）
の一部を次のように改正する。

第4条教育総務課の分掌事務第8号中「（経常的経費に係る予算に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年藤沢市教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の基本計画の総合調整 (2) 教育委員会における事務事業の調査、企画並びに進行管理の総括 (3) 教育委員会における事務量の測定及び職員定数の管理 (4) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、分限、賞罰及び給与に関すること。 (5) 教育委員会の職員の身分及び服務に関すること。 (6) 教育委員会の職員の配置換えの調整 (7) 教育委員会の職員の人事評価・意向調査に関する調整 (8) 教育委員会における予算の編成及び配当、予算の執行管理並びに決算状況の把握 (9) 教育委員会の交際、儀礼及び表彰に関すること。 (10) 規則案、規程案等の審査 	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条第1項の表に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の基本計画の総合調整 (2) 教育委員会における事務事業の調査、企画並びに進行管理の総括 (3) 教育委員会における事務量の測定及び職員定数の管理 (4) 教育委員会の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、分限、賞罰及び給与に関すること。 (5) 教育委員会の職員の身分及び服務に関すること。 (6) 教育委員会の職員の配置換えの調整 (7) 教育委員会の職員の人事評価・意向調査に関する調整 (8) 教育委員会における予算<u>(経常的経費に係る予算に限る。)</u>の編成及び配当、予算の執行管理並びに決算状況の把握 (9) 教育委員会の交際、儀礼及び表彰に関すること。 (10) 規則案、規程案等の審査

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| (11) 公告式に関すること。 | (11) 公告式に関すること。 |
| (12) 公印の管理 | (12) 公印の管理 |
| (13) 学校用務員の研修に関すること。 | (13) 学校用務員の研修に関すること。 |
| (14) 学校用務業務の運営及び指導に関すること。 | (14) 学校用務業務の運営及び指導に関すること。 |
| (15) 生涯学習に関すること。 | (15) 生涯学習に関すること。 |
| (16) 教育委員会における他課に属しない事務 | (16) 教育委員会における他課に属しない事務 |
| (17) 災害対策本部の指示による教育委員会に係る業務 | (17) 災害対策本部の指示による教育委員会に係る業務 |
| (18) 教育部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関するこ
と。 | (18) 教育部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関するこ
と。 |
| (19) 学校施設管理員に関すること。 | (19) 学校施設管理員に関すること。 |
| (20) 教育委員会の庶務 | (20) 教育委員会の庶務 |